

# 介護保険対象外サービス(在宅者対象)として 実施しているサービス

**事前申請が必要な事業については、  
申請前の支出に対する助成はできませんのでご注意ください**



## ■65歳以上の高齢者に対するサービス

城陽市高齢介護課 (令和6年(2024年)4月現在)

事業名	事業内容	注意事項
はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	65歳以上の高齢者に対し、健康の保持及び増進を図るため、施術費の一部を助成(施術1回につき2,000円年間最大で24,000円)します。 ◎助成券(1枚2,000円)を交付。 (内訳 市1,000円 施術所 1,000円)	※事前申請が必要

## ■何らかの支援が必要な高齢者に対するサービス

事業名	事業内容	注意事項
安心カード、緊急連絡カードの配布	ひとり暮らし等の高齢者が事故や病気の時すぐに連絡でき、適切な処置や対応ができるよう、かかりつけ医や緊急連絡先等を記入し、自宅に掲示しておく「緊急連絡カード」と携帯用の「安心カード」を配布しています。	—

## ■ひとり暮らし高齢者等に対するサービス

事業名	事業内容	注意事項
緊急通報装置の設置及び使用料補助事業	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急時の連絡手段の確保を図るため、緊急通報装置を設置します。 ☆第1・第2協力員を設定していただく必要があります。 ☆いつでも看護師等による健康相談が受けられます。 ☆月1回の安否確認の電話連絡があります。	緊急通報装置使用料1箇月当たり1,034円(所得税非課税世帯については市が全額助成) ※事前申請が必要 ※申請(申込)に伴う訪問調査又はケアマネジャーへの聞取調査あり
福祉電話の設置及び基本料補助事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、電話を保有していない所得税非課税世帯の高齢者に対し、安否確認や緊急時の連絡手段の確保を図るため、福祉電話を設置し、基本料金を補助します。	月々の電話の使用料金については自己負担必要 ※事前申請が必要 ※申請(申込)に伴う訪問調査又はケアマネジャーへの聞取調査あり
日常生活用具の給付事業	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、火災警報器、電磁調理器を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。 ○対象者 ・火災警報器:住宅所有者で所得税非課税世帯の方 ・電磁調理器:心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方	火災警報器:所得税非課税世帯のみ給付(無料) 電磁調理器:所得税額に応じて自己負担必要 ※事前申請が必要 ※申請(申込)に伴う訪問調査又はケアマネジャーへの聞取調査あり

## ■介護が必要な状態になるおそれのある65歳以上の高齢者に対するサービス

事業名	事業内容	注意事項
介護予防安心住まい推進事業	市民税非課税世帯に属する要介護状態等になるおそれの高い高齢者が、生活機能の維持向上及び転倒事故防止のために行う住宅改修について、工事費の一部を助成します。 (工事費の2/3助成 (限度額 16万円))	※助成を受けられる人数に制限があり、年度内に助成を受けられない場合があります。 ※事前申請が必要 ※申請時に基本チェックリスト(心身の状態に関する25項目の質問票)を受ける必要あり

## ■介護が必要な高齢者及びその家族等に対するサービス

事業名	事業内容	注意事項
紙おむつ購入費支給事業	身体上又は精神上の理由により紙おむつの使用を必要とする、要介護認定において要介護3、要介護4又は要介護5と認定された、城陽市の介護保険被保険者である65歳以上の高齢者に対し、紙おむつ購入費を支給します。 (1箇月当たり市民税非課税世帯6,000円 市民税課税世帯3,000円以内)	※介護保険料を滞納、介護保険施設に入所・医療機関に入院されている場合は対象外 ※事前申請が必要
寝具洗濯乾燥サービス事業	要介護認定において要介護3、要介護4又は要介護5と認定された、65歳以上の高齢者で、心身の障がい、傷病等の理由により、寝具の衛生管理が困難な人に対し、年度に2回以内の寝具の洗濯・乾燥等を行います。	1回当たりの利用者負担額700円 ※事前申請が必要
住宅改良助成事業	要介護認定において要支援以上に認定された者が居住する住宅の浴槽の取替え工事について、工事費の一部を助成します。(限度額 10万円)	※申請(申込)に伴う訪問調査あり ※事前申請が必要
介護者リフレッシュ事業	在宅でねたきり等の65歳以上の高齢者の介護者の精神的かつ肉体的な労苦の軽減を図るため、日常の介護から一時的に離れ、リフレッシュしていただく事業を実施します。	
徘徊高齢者家族支援サービス事業	65歳以上の高齢者を対象として、認知症等による徘徊により居場所のわからなくなった対象者を早期に発見できる探索システムの利用に要する経費の一部を助成します。 探索システムは、市長が指定したものに限りです。	加入料金など利用開始に伴う初期経費及び基本料金以外の経費については負担が必要(探索料等) ※事前申請が必要
訪問理美容サービス事業	理髪店や美容院に出向くことが困難である65歳以上の高齢者の居宅に、理容師等が訪問して行う理美容について、訪問に係る交通費等の出張経費を助成します。 (1回当たり2,000円を限度 年度3回まで)	理美容料金は自己負担 ※事前申請が必要 ※申請(申込)に伴う訪問調査又はケアマネジャーへの聞取調査あり
家族介護慰労金支給事業	過去1年間、下記の要件を満たして要介護4又は要介護5の65歳以上の高齢者を介護しているご家族の方に対し、年額10万円を支給します。 ・病院等への3箇月を超える入院等が無い ・介護保険サービス(年間通算10日以内のサービス利用、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修を除く)を受けていない ・住民税非課税世帯(介護者も含む)である	

※各サービスについて、詳しくは高齢介護課高齢福祉係(TEL 56-4031)へお問い合わせください。



■障害者控除・おむつ医療費控除の交付

※いずれも申請が必要です。詳しくは高齢介護課介護認定係(TEL 56-4037)へお問い合わせください。

<p><b>障害者控除対象者認定書の交付</b></p>	<p>身体障害者手帳などを持つ人は、確定申告などの際に所得税・住民税の障害者控除が適用されますが、手帳を持たない人でも「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人は、障害者控除が適用されます。</p> <p>○対象者 要介護認定を受けている65歳以上の人で、次の要件すべてを満たす人</p> <p>①12月31日時点の要介護認定の有効期間が6カ月以上である人 ②認定調査した結果が下記の基準のいずれかにあてはまる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」以上</li> <li>・障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B」以上</li> </ul>
<p><b>おむつ医療費控除確認書の交付</b></p>	<p>おむつ代を所得税・住民税の医療費控除の対象とするには、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、2年目以降の申告の時は、要介護認定を受けている人で、要介護認定を行った際の主治医意見書により、寝たきり度「B」以上、かつ、尿失禁があると確認できる場合は、市の発行する「おむつ使用確認書」で代用可能です。</p>



■城陽市立老人福祉センターをご利用ください

利用できる人：市内在住の60歳以上の方

利用時間：午前9時から午後4時まで

開苑日：月曜日～土曜日（祝日、年末12月28日～年始1月4日を除く）

利用料金：無料

名 称	施 設	場 所	電 話 番 号
<p>総合老人福祉センター 「陽寿苑」</p>	<p>大広間、会議室、浴場、健康訓練室、談話室、ビリヤード場、卓球場、多目的グラウンドほか ※敷地内にすば一く城陽（屋根付きゲートボール場）有り</p>	<p>城陽市奈島川原口20</p>	<p>55-1017</p>
<p>北部老人福祉センター 「陽和苑」</p>	<p>集会室、軽運動室、教養娯楽室、浴場、生活健康相談室、機能回復訓練室、多目的広場ほか</p>	<p>城陽市平川大將軍2</p>	<p>52-9670</p>
<p>東部老人福祉センター 「陽東苑」</p>	<p>大広間、浴場、介護者教育室、談話室、相談室ほか</p>	<p>城陽市久世芝ヶ原131</p>	<p>53-3700</p>
<p>西部老人福祉センター 「陽幸苑」</p>	<p>談話室、浴場、和室、会議室ほか ※1階部分 デイサービスセンター</p>	<p>城陽市寺田乾出北55</p>	<p>53-9393</p>

## お近くの相談窓口一覧

こんなときはまず相談…

- 頼れる人がおらず、一人（または高齢者世帯）での生活に不安がある。
- 退院後の生活が心配。
- 家族の介護のことで相談したい。
- 介護保険について知りたい。（どこで申請するの？どんなサービスがあるの？）
- 利用できる福祉サービスを知りたい。
- 近所の人心配、気になる人がいる。
- 近所で怒鳴り声や大きな物音がする。（高齢者が暴力をふるわれているのでは？）
- 近所の人に不審な人が出入りしている。（高齢者がだまされているのでは？）
- 物忘れがひどくなってきたので、相談したい。

市内にある地域包括支援センター・在宅介護支援センターは、地域の身近な相談窓口として高齢者のみなさんの豊かな暮らしを応援します。

- ご利用には、電話・来所・訪問の方法があります。  
「なかなか外出できない」という場合は、お電話をいただければ職員がご自宅にお伺いします。
- 相談や訪問には費用が一切かかりません。
- 相談内容や個人情報漏れることはありませんのでご安心ください。

東城陽中圏域・城陽中圏域・  
南城陽中圏域担当  
城陽市中部地域包括支援センター  
城陽市寺田水度坂130  
鴻の楽会館  
☎ (54) 7330 又は (55) 3047

西城陽中圏域担当  
(寺田西・今池校区)  
城陽市西部地域包括  
支援センター  
城陽市富野西垣内1-19  
☎ (55) 7222

協力機関

東城陽中圏域担当  
(久世・深谷校区)  
在宅介護支援センター  
萌木の村  
城陽市寺田奥山1-6  
☎ (52) 0091

南城陽中圏域担当  
(富野・青谷校区)  
在宅介護支援センター  
梅林園  
城陽市中芦原55  
☎ (52) 4533

北城陽中圏域担当  
(久津川・古川校区)  
城陽市北部地域包括  
支援センターひだまり  
城陽市平川浜道裏20-1  
☎ (55) 5180